

大阪市告示第1099号

次の施設について、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号。以下「条例」という。）第6条第9項に基づき、次のとおり利用料金の額の変更を承認したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 大阪市立駐車場の利用料金

自動二輪車を除く自動車の定期駐車券料金

駐車場の名称	定期駐車券料金	1月当たりの料金
大阪駅前地下駐車場	全日Ⅱ	44,000円

備考

- この表において、「自動二輪車」とは、条例第5条第1項に規定する自動車のうち、二輪のものをいう。ただし、側車付きのものは除く。
- この表において、「全日」とは条例第3条第1項に規定する供用日の同項に規定する供用時間をいう。

2 実施年月日 令和7年9月1日から

（建設局道路河川部調整課）